

澁川市の下水道事業の概要

（改定の日安と時期について）

澁川市上下水道局

目次（資料構成）

1. 経費回収率について	1
2. 経費回収率の比較（公共下水道事業）	2
3. 本市における下水道使用料、汚水処理費と経費回収率の推移	3
4. 社会資本整備総合交付金について	4
5. 本市における将来の管きょ更新需要（公共下水道事業）	5
6. 本市における一般会計の財政状況	6
7. 本市の現状と改定の考え方	7
改定案①：総務省基準案（64%増）をベースに細分化を行う改定	
改定案②：水道料金改定程度（10%）をベースに細分化を行う改定	
改定案③：県内12市及び広域圏2町村の平均額程度をベースに細分化を行う改定	
8. 使用料改定の時期について	1 1

1. 経費回収率について

令和3年度における経費回収率・・・62.2%

経費回収率とは？

汚水処理事業に係る経費（維持管理費・資本費）のうち、使用料で賄われている割合。
使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを示す指標であるため、100%が望ましい。
後述する国土交通省の通知では80%以上を求めているが、本市は到達していない。

$$\text{経費回収率} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理経費}} = \frac{618,248,172}{994,454,000} \doteq 62.2\%$$

残りの約37.8%は一般会計からの繰入金で補てんせざるを得ない状況



一般会計の収支を圧迫

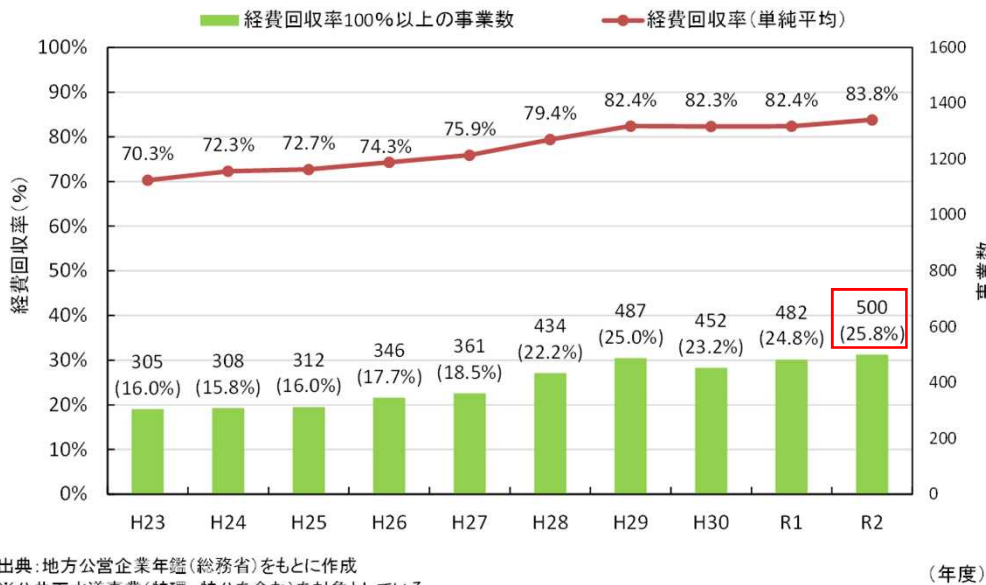
経費回収率が低い主な要因は・・・

- ①人口密度が低く、整備に見合う使用料収入が確保できない。
- ②地勢が山間部であり処理施設数が多く、維持費が多くなる。
- ③使用料単価が低すぎる。

2. 経費回収率の比較（公共下水道事業）

- 全国の傾向をみると、経費回収率は上昇傾向にありますが、望ましいとされている100%を達成している団体は全国で約26%にとどまっています。
- 公共下水道事業で比較すると、本市は、県内12市に近隣の吉岡町及び榛東村を含めた中で、使用料単価と経費回収率が最も低い状況です。当該14市町村の経費回収率の平均は84.2%で、全国類似団体平均は86.0%であり、本市（60.5%）は大幅に下回っています。

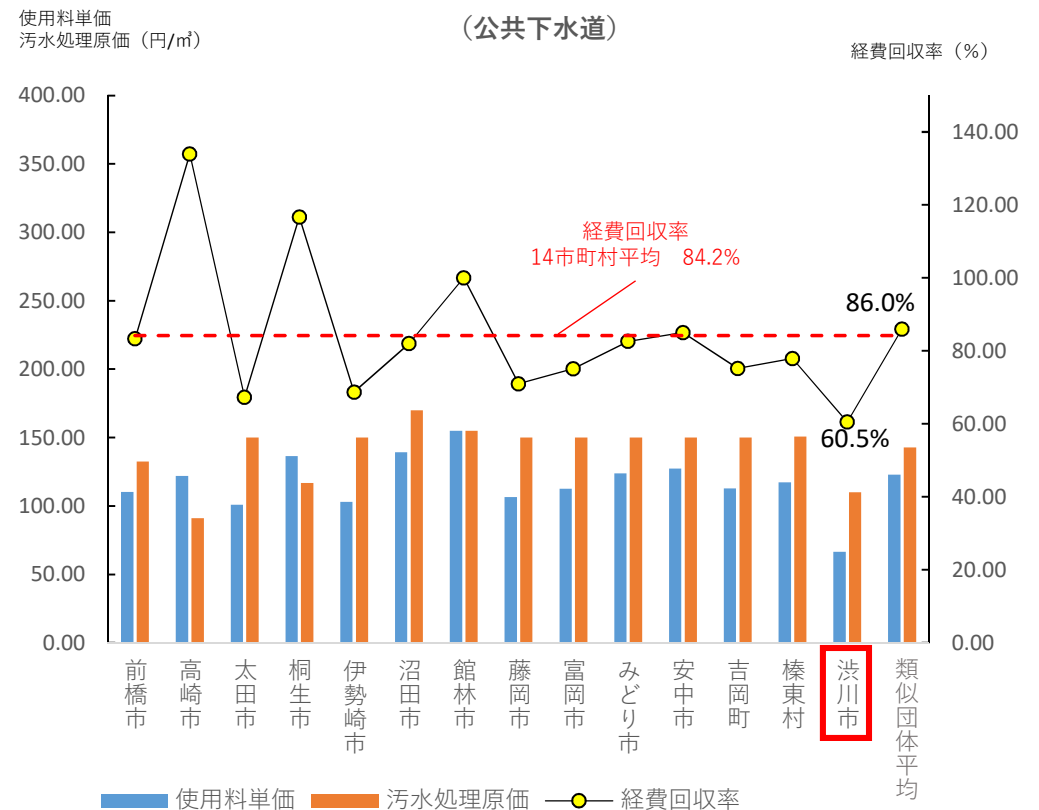
経費回収率等の推移（全国）



出典：地方公営企業年鑑（総務省）をもとに作成
 ※公共下水道事業（特環、特公を含む）を対象としている。
 ※平成26年度以降の経費回収率は、補助金等を財源とした償却資産に係る減価償却費等を控除している。
 ※グラフ中、経費回収率100%以上の事業数の（ ）内の数字は、全事業数における割合を示している。

（国土交通省HP「下水道事業の経営原則」より）

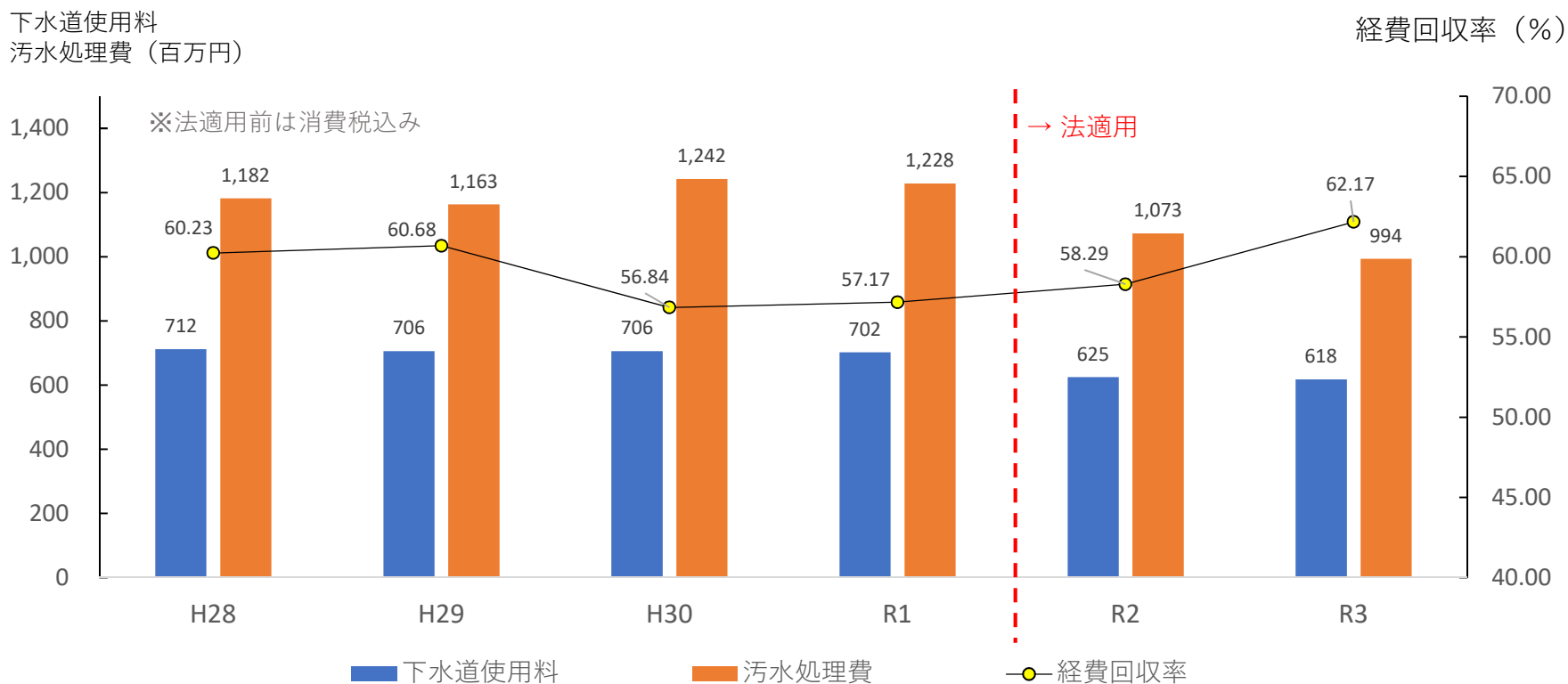
市町村別 使用料単価、汚水処理原価と経費回収率



3. 本市における下水道使用料、汚水処理費と経費回収率の推移

- 下水道使用料と汚水処理費のバランスは経費回収率として表れます。法適用の前後で統計数値や比率の算出方法に変更がありましたが、経費回収率としては、大きな増減はなくおおむね60%前後で推移しています。

下水道使用料、汚水処理費と経費回収率の推移（下水道事業等全体）



*法適用に伴い、コミュニティプラント事業を決算書から算出し加算している

4. 社会資本整備総合交付金について

社会資本整備総合交付金

- 国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金として整理し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として、平成22年度に創設されました。
- 本市においては、平成22年度から起算して約24億6千万円の交付を受けています。補助率は50%であるため、約49億2千万円が補助対象事業費となります。
→ 下水道の整備において非常に重要な財源となっている

国土交通省による留意事項通知

下水道事業は、全国的に整備が進んでいる中ではありますが、社会資本整備総合交付金等を活用しながらも、財政的な理由を主として事業の執行がなかなか進まない団体が多くあります。

このような事態を鑑み、国土交通省からは、下表の要件に該当する団体は、令和7年度以降、社会資本整備総合交付金（未普及対策事業）の重点配分*対象から除く意向が示されています。

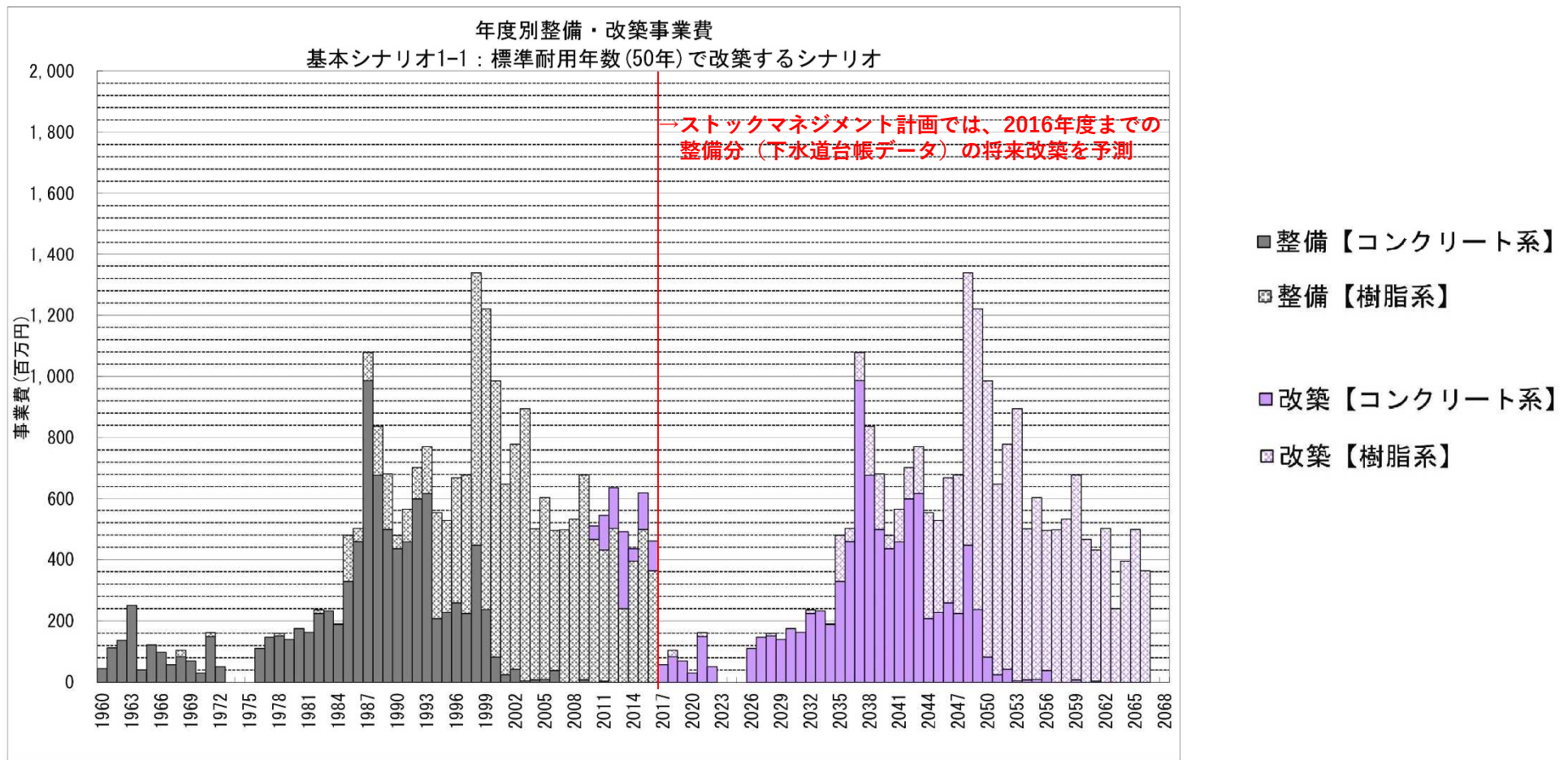
重点配分の対象外となる要件 (これらをすべて満たす場合に該当)	本市の場合	該当	達成に必要な改定 倍数(参考概算)
使用料単価が150円/m ³ 未満	78.2円/m ³ (令和3年度)	○	約1.92倍
経費回収率が80%未満	62.2%(令和3年度)	○	約1.29倍
15年以上使用料改定を行っていない	合併以後17年間改定していない	○	—

*重点配分とは？

国が重点的に交付金の充当を行うとされる事業。未普及対策（下水道管きよの布設工事）も対象になっているが、今後、重点配分の対象外となると、補助率や内定率等に影響が出る可能性がある。

5. 本市における将来の管きょ更新需要（公共下水道事業）

- 下表のとおり、将来的に管きょにおける多額の改築事業費が見込まれています。標準耐用年数（50年）で試算すると、2026年から2066年にかけて改築事業費が発生し、2048年頃にピークを迎える計算になります。
- これに加えて、下水道普及のための管きょ新設工事や、処理場及びポンプ場の改築事業費等がかかります。



「渋川市公共下水道ストックマネジメント計画」より

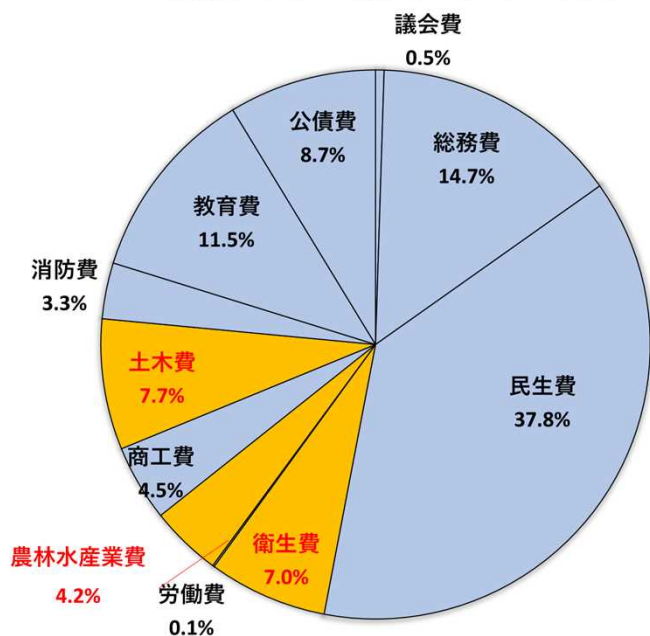
6. 本市における一般会計の財政状況

- 長引くコロナ禍の影響で、コロナ対策事業の継続により財政が圧迫
- 物価高騰による影響や社会保障関連経費の増加などにより、歳出が増加傾向にある



厳しい財政状況の中、下水道事業等会計に対しては基準外繰出金が毎年度多額に発生しており、継続的に財政を圧迫しています。

一般会計決算 歳出（令和3年度）



一般会計決算歳出（R3）と下水道事業等会計への繰出

一般会計 歳出（款）	決算額 ①	左記のうち繰出金額		繰出金の割合 ②÷①
		合計 ②	うち基準外	
議会費	1億9,538万円			
総務費	53億5,720万円			
民生費	137億8,699万円			
衛生費	25億5,737万円	4,234万円 ※	2,725万円	1.66%
労働費	2,891万円			
農林水産業費	15億3,245万円	7億5,354万円 ※	2億7,553万円	49.17%
商工費	16億3,747万円			
土木費	28億2,581万円	6億9,355万円 ※	4億3,707万円	24.54%
消防費	12億1,529万円			
教育費	42億1,351万円			
公債費	31億8,553万円			
合計	365億3,589万円	14億8,943万円	7億3,985万円	4.08%

※繰出金の内訳

衛生費からの繰出（4,234万円）＝特排事業（1,601万円）＋個排事業（1,556万円）＋コミプラ事業（1,077万円）

農林水産業費からの繰出（7億5,354万円）＝農集排事業（全額）

土木費からの繰出（6億9,355万円）＝公共下水道事業（4億5,694万円）＋特環公共下水道事業（2億3,661万円）

7. 本市の現状と改定の考え方

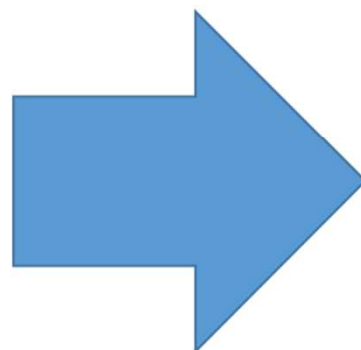
超過使用料の細分化について

使用料改定を行うにあたり、使用量の少ない使用者の負担軽減を図るため、超過使用料を細分化する方法により検討します。なお、基本使用料については、従前のおり8 m³までの区分として検討します。

次ページ以降、細分化を行ったケースによる改定案を例示し、使用料収入及び一般会計からの繰入金収入の見込みと、国土交通省の留意事項通知による基準の達成見込みについて試算を行います。

現行（3段階）

排除汚水量	使用料 (1 m ³ につき)
9 m ³ 以上 40 m ³ まで	100円
41 m ³ 以上 100 m ³ まで	113円
101 m ³ 以上	125円



検討案（4段階）

排除汚水量	使用料 (1 m ³ につき)
9 m ³ 以上 20 m ³ まで	〇〇〇円
21 m ³ 以上 40 m ³ まで	〇〇〇円
41 m ³ 以上 100 m ³ まで	〇〇〇円
101 m ³ 以上	〇〇〇円

改定案①：総務省基準案（64%増）をベースに細分化を行う改定

用途区分	基本使用料		超過使用料	
	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料(1立方mにつき)
一般用	8 m ³ まで	1,033 円 (630円)	9 m ³ 以上	(100) 132 円
			2 0 m ³ まで	
			2 1 m ³ 以上	(100) 164 円
			4 0 m ³ まで	
			4 1 m ³ 以上	(113) 185 円
			1 0 0 m ³ まで	
1 0 1 m ³ 以上	(125) 205 円			
温泉汚水	1 m ³ につき		(13.34)	22 円
臨時用			(194)	318 円

細分化

～総務省基準とは～

使用料単価で汚水処理原価を回収できない事業は、経営努力として、家庭用使用料を3,000円/20m³・月まで引き上げるよう総務省により示されたもの。

※超過使用料細分化を行うことにより、上記の基準は達成できなくなります。

() 内は現行の使用料

○ 使用料収入及び繰入金収入の見込み

単位：百万円

経営戦略のスケジュール			見直し				計画期間終了	期間合計	期間差額 合計
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9		
使用料収入（現行）	618	615	612	609	606	603	600	4,263	約54.8%増
使用料収入（改定後）	958	953	948	943	938	933	928	6,601	2,338
繰入金収入（現行）	1,489	1,519	1,521	1,523	1,531	1,536	1,574	10,693	約22.8%減
繰入金収入（改定後）	1,149	1,172	1,174	1,176	1,182	1,186	1,215	8,254	-2,439

【見込の算定について】

使用料収入：第6回本協議会資料6ページにおいて算定した使用料見込みについて、R3を決算数値に置き換え、これを基準に再計算したもの

繰入金収入：R3=決算数値、R4=予算数値。R5以降は、経営戦略における数値を地方公営企業法の適用後の数値に置き換えて試算したもの

○ 国土交通省の留意事項通知による基準の達成見込み

重点配分の対象外となる要件 (これらをすべて満たす場合に該当)	現行(令和3年度末時点)		改定後	
	要件数値等	達成状況	要件数値等	達成状況
使用料単価が150円/m ³ 未満	78.2円/m ³	×	121.2円/m ³	×
経費回収率が80%未満	62.20%	×	96.33%	○
15年以上使用料改定を行っていない	合併以後17年間改定していない	×	改定済(条件達成)	○

改定案②：水道料金改定程度（10%）をベースに細分化を行う改定

用途区分	基本使用料		超過使用料	
	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料(1立方mにつき)
一般用	8 m ³ まで	693 円 (630円)	9 m ³ 以上	(100) 105 円
			20 m ³ まで	
			21 m ³ 以上	(100) 110 円
			40 m ³ まで	
			41 m ³ 以上	(113) 124 円
			100 m ³ まで	
			101 m ³ 以上	(125) 138 円
温泉汚水 臨時用	1 m ³ につき			(13.34) 15 円
				(194) 213 円

細分化

基本使用料：10% 増

超過使用料

20m³まで：5% 増

21m³以上：10% 増

() 内は現行の使用料

○ 使用料収入及び繰入金収入の見込み

単位：百万円

経営戦略のスケジュール	R3	R4	見直し	R6	R7	R8	計画期間終了	期間合計	期間差額
			R5				R9		合計
使用料収入（現行）	618	615	612	609	606	603	600	4,263	約8.9%増
使用料収入（改定後）	672	669	666	663	660	657	654	4,641	378
繰入金収入（現行）	1,489	1,519	1,521	1,523	1,531	1,536	1,574	10,693	約3.6%減
繰入金収入（改定後）	1,435	1,464	1,466	1,468	1,476	1,481	1,518	10,308	-385

【見込の算定について】

使用料収入：第6回本協議会資料6ページにおいて算定した使用料見込みについて、R3を決算数値に置き換え、これを基準に再計算したもの
繰入金収入：R3=決算数値、R4=予算数値。R5以降は、経営戦略における数値を地方公営企業法の適用後の数値に置き換えて試算したもの

○ 国土交通省の留意事項通知による基準の達成見込み

重点配分の対象外となる要件 (これらをすべて満たす場合に該当)	現行(令和3年度末時点)		改定後	
	要件数値等	達成状況	要件数値等	達成状況
使用料単価が150円/m ³ 未満	78.2円/m ³	×	85.0円/m ³	×
経費回収率が80%未満	62.20%	×	67.57%	×
15年以上使用料改定を行っていない	合併以後17年間改定していない		改定済(条件達成)	○

改定案③：県内12市及び広域圏2町村の平均額程度をベースに細分化を行う改定

用途区分	基本使用料		超過使用料	
	排除汚水量	使用料	排除汚水量	使用料(1立方mにつき)
一般用	8 m ³ まで	819 円 (630円)	9 m ³ 以上	(100) 105 円
			20 m ³ まで	
			21 m ³ 以上	(100) 110 円
			40 m ³ まで	
			41 m ³ 以上	(113) 124 円
			100 m ³ まで	
温泉汚水 臨時用	1 m ³ につき		(125) 138 円	(13.34) 15 円
			(194) 213 円	

細分化

基本使用料：**30%** 増

超過使用料

20m³まで：**5%** 増

21m³以上：**10%** 増

() 内は現行の使用料

○ 使用料収入及び繰入金収入の見込み

単位：百万円

経営戦略のスケジュール	R3	R4	見直し	R5	R6	R7	R8	計画期間終了	R9	期間合計	期間差額 合計
使用料収入（現行）	618	615		612	609	606	603	600	600	4,263	約13.8%増
使用料収入（改定後）	703	699		696	693	690	687	684	684	4,852	589
繰入金収入（現行）	1,489	1,519		1,521	1,523	1,531	1,536	1,574	1,574	10,693	約5.7%減
繰入金収入（改定後）	1,404	1,432		1,434	1,436	1,444	1,449	1,485	1,485	10,084	-609

【見込の算定について】

使用料収入：第6回本協議会資料6ページにおいて算定した使用料見込みについて、R3を決算数値に置き換え、これを基準に再計算したもの
繰入金収入：R3=決算数値、R4=予算数値。R5以降は、経営戦略における数値を地方公営企業法の適用後の数値に置き換えて試算したもの

○ 国土交通省の留意事項通知による基準の達成見込み

重点配分の対象外となる要件 (これらをすべて満たす場合に該当)	現行(令和3年度末時点)		改定後	
	要件数値等	達成状況	要件数値等	達成状況
使用料単価が150円/m ³ 未満	78.2円/m ³	×	88.9円/m ³	×
経費回収率が80%未満	62.20%	×	70.69%	×
15年以上使用料改定を行っていない	合併以後17年間改定していない	×	改定済(条件達成)	○

8. 使用料改定の時期について

一般会計の収支状況

基準外繰入金は、下水道事業等の赤字補填のために一般会計から持ち出している財源であり、財政的見地から縮減を強く求められています。

水道料金の改定

水道事業においても厳しい経営状況が続いており、現時点では令和5年度の改定を予定しています。

国土交通省が示す期限

本資料4ページに示すとおり、経費回収率や使用料単価が低い団体について、使用料の改定を促しています。本市の場合、令和7年度までに改定を行わない場合は、国土交通省により重点配分対象から除外され、社会資本整備総合交付金の削減が懸念されます。

→ 令和6年度中の改定を行う方向で検討したい

○改定のスケジュール（案）

	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	
水道料金		市議会に条例改正案の提出	改正内容の周知					水道料金改定														
下水道使用料			協議会における提言書の検討			市長宛提言書の提出			改正に向けて検討													